

臨床における倫理に関する方針

坂総合病院

2008年7月 制定

2023年8月 一部改正

当院は、地域医療支援病院として地域住民の声に傾聴しながら、患者の尊厳と基本的人権を尊重して診療を行ってまいります。

1. 患者の基本的人権の尊重

わたしたちは、患者の社会的背景や多様化・個別化する価値観にも配慮し、基本的人権を守りながら診療を行ってまいります。

2. 診療過程における倫理的課題への留意

わたしたちは、患者の診療を行っていく過程で、倫理的課題の有無に十分留意しながら診療を行ってまいります。

3. 法令と院内規程の遵守と関係規範、指針の尊重

診療や倫理的課題の検討に際して、わたしたちは関係する種々の規範を尊重し、関連法規や院内規程を参照・遵守しながら進めてまいります。

4. 医療倫理 4 原則の尊重

当院では、医療における倫理的指針として以下に示す 4 つの原則にしたがって、様々な倫理的課題の検討を行ってまいります。

1) 患者の自律性尊重の原則 (Autonomy) :

- ① わたしたちは、患者の自由な意思に基づいた自律的な判断ができるように、十分な説明を行った上で、患者の同意を確認しながら診療を行ってまいります。
(自己決定権の尊重)

- ② わたしたちは、患者の個人情報保護に十分留意しながら診療を行います。

- 2) 患者に最大限に利益をもたらす原則 (Beneficence) :
わたしたちは、患者の利益に資するように行動していきます。
- 3) 患者に危害を加えないように行動する原則 (Non-maleficence) :
わたしたちは、患者に対して肉体的、精神的危害を加えることのないように、十分留意しながら安全な医療を目指していきます。
- 4) 患者に医療を公正に提供する原則 (Justice) :
わたしたちは、限りある医療資源を公正な判断・検討の下、最善の医療を提供します。

5. 多職種による倫理的課題の集団的検討

わたしたちは、診療過程の中で倫理的課題を検討していく際に、一人の職員による判断に依拠することなく、当該課題に関与する多職種かつ複数の職員による対等な関係のもとで、適宜倫理委員会の助力を得ながら検討していきます。

6. 臨床研究における適正な倫理的審査

わたしたちは、医学の発展に寄与すべく臨床研究に積極的に取り組んでいきます。病院に所属していない倫理委員 (外部委員) を含む研究対象者に近い視点での審査を大切にし、倫理委員会、治験審査委員会などにおいて、研究対象者の保護を第一とした公正で的確な審査・管理を行っていきます。